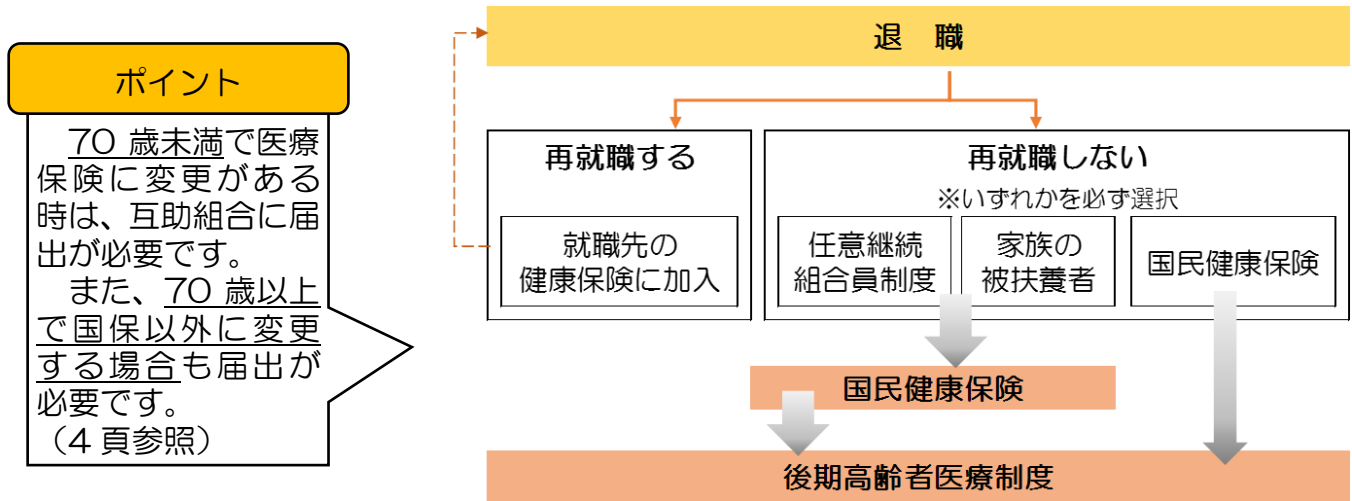


退職後の医療保険について

我が国では、「国民皆保険制度」のもと、病気やけがの際に医療給付を受けるには、なんらかの医療保険に加入する必要があります。

【退職後の医療保険制度と加入の流れ】



【任意継続組合員制度】

退職日までに継続して2ヶ月以上の被保険者期間がある場合、加入していた健康保険を最長2年間延長できる制度で、国民健康保険を除く全ての医療保険にこの制度があります。

【国民健康保険】

県が統括し、市町が運営している健康保険で、保険料の計算方法は市町によって異なります。

【家族の被扶養者】

所得等の制限がありますが、家族（配偶者、子）が加入している健康保険の被扶養者として加入することができます。

【後期高齢者医療制度】

75歳の誕生日の日から後期高齢者医療制度に手続き無しに切り替わります。被保険者証は市町から誕生日までに送付されます。

また、65歳以上で一定の障害がある方も申請することで加入することができます。

◆医療機関等での窓口負担割合（令和2年4月1日現在）

年齢	60～69歳	70～74歳	75歳～
負担割合	3割	2割	1割
現役並み所得者			

原則、年齢によって医療機関の窓口負担割合は異なりますが、70歳以上であっても現役並み所得者は、70歳未満と同じ3割負担となります。